

高圧ガス保安法における 新たな認定制度の詳細設計について②

2023年2月24日

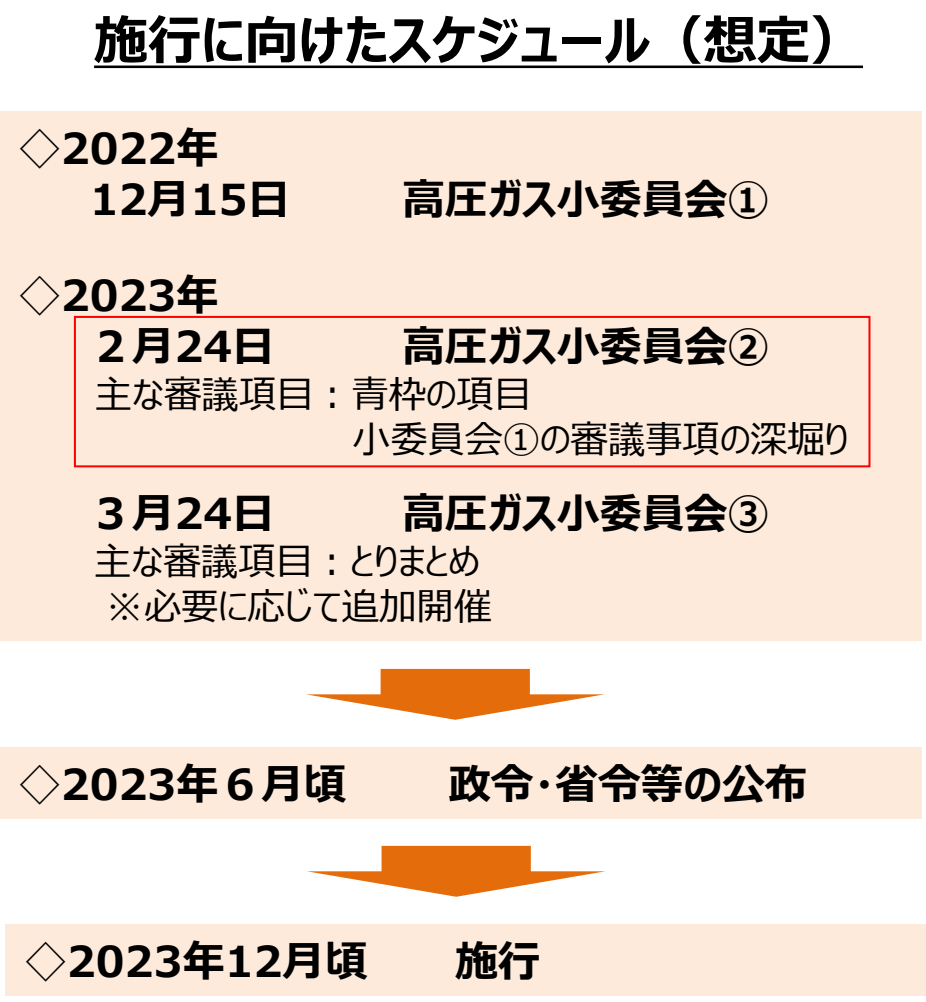
高圧ガス保安室

- 1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール**
2. 新たな認定制度の要件
3. 新たな認定制度の特例
4. 新たな認定制度の審査体制
5. A認定事業者向けの特例措置

1-1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール

● 今回は、主な審議事項のうち、青塗の項目を御審議いただく。

主な審議事項	
制度総論	制度コンセプト・対応方針
	ターゲット
認定要件	要件の全体像
	要件 1 : 経営トップのコミットメント
	要件 2 : 高度なリスク管理体制
	要件 3 : テクノロジーの活用
	要件 4 : サイバーセキュリティなど 関連リスクへの対応
認定特例	規制の特例措置
	A認定事業者向け特例措置
認定審査	審査体制
	認定更新期間



1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール
- 2. 新たな認定制度の要件**
3. 新たな認定制度の特例
4. 新たな認定制度の審査体制
5. A認定事業者向けの特例措置

2-1. 新たな認定制度の要件（総論）

- 新たな認定制度の要件（改正高圧法第39条の14第1項）は、スマート保安の促進の観点から、サイバー対策を含む **4つの要件で構成**する。
- 認定要件①～③については、前回の高圧ガス小委員会でご審議いただいたため、今回は「**④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応**」の要件を取り上げる。

出典:産構審保安・消費生活用製品安全分科会報告書（令和3年12月）の概要 P.8

(※) 下記の表における赤字の下線部及び赤字は、新たな制度的措置の認定基準において、現行の認定基準から拡充するものを示す。

	A 認定	B 認定
①経営トップのコミットメント	現行スーパー認定事業者制度の要件に加え、 <u>コンプライアンス体制の整備（注1）、コーポレート・ガバナンスの確保</u>	
②高度なリスク管理体制	現行スーパー認定事業者相当	現行通常認定事業者相当
③テクノロジーの活用	現行スーパー認定事業者制度における仕組み（注2）を基本とする ※認定要件において、採用することが必要となるテクノロジーの水準を一定の範囲で示し、事業者は其中で事業実態に見合ったテクノロジーを採用。	
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	各業界におけるサイバーセキュリティガイドライン（注3）に沿った内容とする	

(注1) 高圧ガス保安法についての**法適合性確認能力**（設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力）を有していることを含む。
 (注2) 特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20201218保局第1号）における認定の基準「二 先進的な技術を適切に活用していること」の項目を参照。
 (注3) 「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等作成指針」（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）を参考に業界団体が定める「石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（石油化学工業協会）」、「石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（石油連盟）」。

2-2. 新たな認定制度の要件（認定要件4：サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応）

論点

✓ **石油・化学等の重要インフラ事業者※1は、サイバーセキュリティの確保に努めるとされている（努力義務）※2。**

※1 重要インフラ事業者には、情報通信、金融、航空、医療、水道、物流、石油、化学、電力、ガス等が指定されている(内閣サイバーセキュリティセンター「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」別紙1より)。

※2 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号) 第六条 重要社会基盤事業者は、(中略)サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努める(以下略)。

✓ **本要件は現行の認定制度にはない新設の要件。また、現在認定を取得している化学分野の事業者の中には、業界団体が作成したサイバーセキュリティガイドラインが適用されない事業者も一定数存在。**

✓ **改正高圧法において、認定要件は「保安の確保のための組織」に着目することとしている。内閣サイバーセキュリティセンターの安全指針※は、PDCAサイクルに沿った対策を記載しており、これを踏まえることが必要。**

※ 内閣サイバーセキュリティセンター「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針(第5版)」

✓ **高圧ガス保安法の法目的を踏まえ、対象は生産管理システム又はプラント制御システムのサイバーセキュリティ対策とする必要。**

産構審 分科会報告書における記載

サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」(内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター)において、石油・化学分野は重要インフラ分野とされており、この指針を参考に石油・化学分野の業界団体がサイバーセキュリティガイドラインを策定しているため、これに沿った内容とする。すなわち、「**石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準(石油化学工業協会)**」や「**石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン(石油連盟)**」に沿った内容とする。

(出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書(令和3年12月) P.17)

検討の視点

- サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件は、**組織や体制に着目した要件とする。具体的には、PDCAサイクルが構築されていることを要件とし、事業者が、技術の進展等に応じて自主的に、生産管理システム又はプラント制御システムに対するサイバー攻撃等のリスクへ対応する体制を維持・改善する仕組みがあることを確認**する。
- 本要件は新設の要件であるため、**初回の認定審査時には一定の配慮**を行う(詳細は次ページ)。

2-3. 新たな認定制度の要件（認定要件4：サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応）

- 検討の視点を踏まえ、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件は、以下としてはどうか。また、今後、業界ガイドラインの改訂※等を踏まえて、必要に応じて見直すこととしてはどうか。

※ 2022年6月、サイバー基本法第12条の規定に基づき策定されるサイバーセキュリティ戦略を踏まえ、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（サイバーセキュリティ戦略本部）が策定された。今後、内閣サイバーセキュリティセンターにおいて「重要インフラにおけるサイバーセキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」が策定され、業界別サイバーセキュリティガイドラインについても、業界団体において見直しすることが予定されている。

- また、初回の認定審査時には、審査方法等に一定の配慮を講じることとしてはどうか。

検討の視点を踏まえた認定要件（案）

1 生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築（Plan）

- ①対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること。
- ②対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定していること。

2 対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施（Do）

- ①対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じていること。

3 継続的改善の実施（Check/Act）

- ①対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価していること。
- ②自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っていること。

※初回の認定審査時における配慮事項

初回の認定審査時には、「1 生産管理システム又はプラント制御システムのサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築（Plan）」のうち、「①対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること」を確認し、その他の要件については、今後の対応予定時期計画を提出しその内容を確認することでも代替可能とする等の配慮を行う。

1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール
2. 新たな認定制度の要件
- 3. 新たな認定制度の特例**
4. 新たな認定制度の審査体制
5. A認定事業者向けの特例措置

3-1. 新たな認定制度の特例（総論）

- **新たな認定制度の認定事業者に対しては、製造施設の位置・設備等の変更の手續や危害予防規程・保安人員に関する手續等について、事業者の保安力に応じて、届出等の手續の不要化や事業者自身による検査等を柔軟に措置（記録保存義務は維持）。**

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出

- ・現行法では、軽微変更を除き、製造施設の位置・設備等の変更（設備変更）には都道府県知事又は政令指定都市の長の許可が必要
- ↓
- ・新たな認定制度の認定事業者においては、その保安確保能力を踏まえ、**ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更**については、**許可制を維持**
 - ・**軽微変更**については、その対象範囲を拡大した上で**記録保存義務**とする
 - ・**それら以外の変更**は、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とするため、**行政による事業者情報の把握の観点から、事後届出**とする

完成検査・保安検査

- ・現行の認定事業者制度と同様に**自主検査**を維持
- ・その際、新たな認定制度では、法適合性確認能力も含め、コンプライアンス体制の整備等の要件を拡充すること等も踏まえ、**事業者が自ら完成検査・保安検査の結果を適正に確認**するものとし、検査記録については都道府県知事への**届出を要しないこと**とする
- ・ただし、行政が立入検査等により確認できるよう、**検査記録を保存**
- ・保安検査については、**定期に行うことを基本としつつ、CBMや常時監視等**による場合には、**それ以外の時期によることも可能**とし得るよう措置

保安人員（保安係員等）の配置

- ・現行法では、「製造のための施設の区分ごとに」保安人員を配置
- ↓
- ・新たな認定制度の認定事業者においては、これを基本としつつも、コンビナート連携の進展や、常時監視・遠隔監視システムの導入などを踏まえ、法律上は「製造のための施設の区分ごとに」とせず、**保安人員の柔軟な配置**を許容し、**必要人員の配置の適正化**について検討

危害予防規程の届出・保安人員（保安係員等）の選解任の届出

- ・新たな認定制度における認定事業者は、危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任については、**自立的に管理するものとし、記録保存**とする

定期自主検査

- ・定期自主検査は、保安検査を補完する検査であり、その対象施設は保安検査の対象施設と同様にガス設備が基本／検査項目も重複的
- ・自立的に高度な保安管理を行うことができるため、保安検査の実施を前提に、認定事業者には**定期自主検査の規定を適用しない**

3-2. 新たな認定制度の特例（製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等）

論点

- ✓ ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など、製造施設に与える影響が大きい工事や製造の方法の変更については、安全性を確保する観点から、許可とすることが妥当。
- ✓ 軽微変更については記録保存とするものの、処理能力の変更を伴うものについては、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とする観点から、事後届出とすることが妥当。
- ✓ 誤解を防止し、新制度の円滑な運用を確保する観点から、制度全体について分かりやすさを確保する必要。

産構審 分科会報告書における記載

現行法では、認定事業者・非認定事業者を問わず、軽微変更を除き、製造施設の位置・設備等の変更（設備変更）には都道府県知事又は政令指定都市の長の許可を受ける必要がある。新たな認定制度の認定事業者においては、その保安確保能力を踏まえ、ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更については許可制を維持しながらも、軽微変更についてはその対象範囲を拡大した上で記録保存義務とする。それら以外の変更については、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とするため、行政による事業者情報の把握の観点から、事後届出（速やかに／変更後30日以内）とすることとする。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.18）

検討の視点

- 製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等の特例の検討に際しては、以下の三つの視点を考慮する。
 - ✓ 工事の規模や製造施設に与える影響の大小
 - ✓ 行政が事業者情報を把握する必要性
 - ✓ 制度運用上の分かりやすさ

3-3. 新たな認定制度の特例（製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等）

- 新たな認定制度における製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等は、完成検査との関係（詳細は次ページ）を含め、**新制度の円滑な運用を確保する観点から、以下の分類**としてはどうか。
- その際、「**重要な変更**」と「**軽微な変更**」の内容については、**省令等において限定列挙**するとともに、**その他の変更を含め詳細な解釈についても通達等で可能な限り明らかに**することで、わかりやすい制度とする。

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等の分類（案）

現行の認定制度

軽微な変更以外
許可

軽微な変更
事後届出

新たな認定制度※

重要な変更
許可

その他の変更
事後届出

軽微な変更
記録保存

重要な変更
【変更の工事】

- ✓ 特定変更工事※に該当する変更の工事

※高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（高圧ガス保安法第20条第3項）

【製造の方法の変更・ガス種の変更※】

- ✓ 常用圧力・常用温度の変更（設計条件を超える変更を伴うもの）
- ✓ ガス種の変更※

※ガス種の変更は、製造のための施設等の変更の特例の対象外（改正高圧ガス保安法39条の21第1項参照）。

その他の変更（重要な変更と軽微な変更以外のもの）
【変更の工事の例】

- ✓ 処理能力の変更が一定(20%) 範囲内の変更の工事

【製造の方法の変更の例】

- ✓ 常用圧力・常用温度の変更（設計条件内での変更を伴うもの） 等

軽微な変更
【変更の工事】

- ✓ 現行の軽微な変更※に該当する変更の工事※（ガス設備の変更の工事等）

※処理能力の変更を伴うものは除く

【製造の方法の変更】

- ✓ 常用圧力・常用温度の変更を伴わない製造の方法の変更

※軽微な変更の工事における通常認定とスーパー認定の差異（コンビ則第14条第1項第7号等）は、新たな認定制度においても踏襲することを予定。

3-4. 新たな認定制度の特例（製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等）

- 製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等と完成検査の要否の関係は、以下の整理としてはどうか。
- なお、完成検査の検査記録は、現状届出義務となっているところ、新たな認定制度においては記録保存義務となるため、完成検査終了後、速やかに運転を開始することができる。

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等と完成検査の要否の関係

現行の認定制度			
変更の工事			
軽微な変更 以外の変更	特定変更工事※1	許可	完成検査 必要 (事後届出)
	特定変更工事 以外の工事		完成検査 不要
軽微な変更※2		事後届出	完成検査 不要
製造の方法の変更・ガス種の変更			
軽微な変更 以外の変更		許可	完成検査 不要



新たな認定制度			
変更の工事			
重要な変更	特定変更工事※1	許可	完成検査 必要 (記録保存)
その他の 変更	特定変更工事 以外の工事	事後届出	完成検査 不要
軽微な変更※2		記録保存	完成検査 不要
製造の方法の変更・ガス種の変更※3			
重要な変更	✓ガス種の変更※3 ✓常用圧力・常用温度の変更 (設計条件を超える変更を伴うもの)	許可	完成検査 不要
その他の 変更	✓常用圧力・常用温度の変更 (設計条件内での変更を伴うもの)	事後届出	完成検査 不要
軽微な変更	✓常用圧力・常用温度の変更を伴わ ない製造の方法の変更	記録保存	完成検査 不要

※1 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（高圧ガス保安法第20条第3項）
 ※2 軽微な変更の工事の範囲については、今後、必要に応じて見直すことを想定。
 ※3 ガス種の変更は製造のための施設等の変更の特例の対象外（改正高圧ガス保安法第39条の21第1項参照）。

3-5. 新たな認定制度の特例（保安検査時期の柔軟化、定期自主検査義務の廃止）

保安検査時期の柔軟化

産構審 分科会報告書における記載

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」については、現行の認定事業者制度と同様に自主検査を維持する。ただし、その際、新たな認定制度では、法適合性確認能力も含め、コンプライアンス体制の整備等の要件を拡充すること等も踏まえ、事業者が自ら完成検査・保安検査の結果を適正に確認するものとし、検査記録については都道府県知事への届出を要しないものとする。ただし、行政が立入検査等により完成検査・保安検査の状況を確認することができるよう、事業者は検査記録を保存するものとする。また、**保安検査については、現行法上「定期に」行うことと限定されている**。現時点では定期に行うことを基本とするものの、今後、CBMや常時監視等の導入が本格化することも想定し、新たな認定制度の認定事業者については、当該「定期に」との法律上の文言を削除する。この場合、**検査の時期については、経済産業省令で定めるものとし、具体的には、現時点では、定期に行うことを基本としつつ、CBMや常時監視等による場合には、それ以外の時期によることも可能とし得るよう措置する。**

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.19）

方針（案）

- 保安検査は、**定期に行う**こととする。
- ただし、CBMや常時監視等の高度な情報通信技術の活用状況等を踏まえ、**保安の確保上問題がないと経済産業大臣が認める時期に行うことも可能**としてはどうか。

定期自主検査義務の廃止

産構審 分科会報告書における記載

定期自主検査は、第一種製造者等が保有する設備が技術上の基準に適合しているかの確認について、保安検査を補完する観点から規定されている検査である。また、認定対象となる第一種製造者については、定期自主検査の対象施設は保安検査の対象施設と同様にガス設備※¹を基本とし、検査項目も重複的なものである※²。これらを踏まえ、新たな認定制度の認定事業者は、自立的に高度な保安管理を行うことができるため、保安検査の実施を前提に、**認定事業者には定期自主検査の規定を適用しないこととする※³。**

- ※¹ ガス設備：高圧ガス製造施設のうち、製造をする高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分。
- ※² 定期自主検査の対象施設は、ガス設備（コンビ則第38条第2項）とされている。保安検査の対象施設は、告示で定める製造施設以外の製造施設（コンビ則第34条第1項）とされており、「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」には、保安検査を受ける必要のない製造施設として、①ガス設備以外の製造施設、②ガス設備のうち次に掲げるもの（可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備等）等が規定されている。
- ※³ 現在、定期自主検査でのみ検査を行っている項目についても、継続的に検査を行っていくことを担保するため、例えば、更新認定に当たって、継続的な改善事項として考慮する。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.20）

方針（案）

- 定期自主検査でのみ検査を行っている項目について、継続的に検査を行っていることを、**認定審査において確認※**することとしてはどうか。

※「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示」第10条第2項第4号ロ(1)の要件充足性を審査する際に確認することを予定。

3-6. 新たな認定制度の特例

(危害予防規程の届出義務・保安人員の選解任の届出義務の廃止、保安人員の配置の柔軟化)

危害予防規程の届出義務・ 保安人員の選解任の届出義務の廃止

産構審 分科会報告書における記載

新たな認定制度における認定事業者は、**危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任については、自立的に管理するものとし、都道府県知事等への個別の届出は要しないものとする**。ただし、行政が立入検査等によりその実施状況を確認できるよう、**記録保存義務を課すものとする**。

(出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.19)

方針（案）

- 危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任は記録保存とされた。記録保存は、文書による保存方法に加え、**電磁的方法**によることも可能とする。
- 電磁的方法による記録保存は、**クラウド保存による場合も想定して、関連規程※を見直すこと**としてはどうか。

※「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」

保安人員の配置の柔軟化

産構審 分科会報告書における記載

現行法では、「製造のための施設の区分ごとに」保安係員及び保安主任者を配置することになっている。新たな認定制度の認定事業者においては、これを基本としつつも、**コンビナート連携の進展や、常時監視・遠隔監視システムの導入などを踏まえ、法律上は「製造のための施設の区分ごとに」とせず、保安人員を柔軟に配置することを許容するとともに、必要人員の配置の適正化について検討する**。

(出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.19)

方針（案）

- 保安人員の配置の方法は、高度な情報通信技術の活用状況等を踏まえて、個別具体の事例ごとに判断することが適切。
- このため、高度な情報通信技術の活用により、適切な監視体制が確保され、また、緊急事態への対応も可能であるなど、**適切な保安管理が行えると経済産業大臣が認める場合に、保安人員の柔軟な配置を許容すること**としてはどうか。

1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール
2. 新たな認定制度の要件
3. 新たな認定制度の特例
- 4. 新たな認定制度の審査体制**
5. A認定事業者向けの特例措置

4-1. 新たな認定制度における審査体制に関する論点

- 新たな認定制度における審査体制について、下記の論点を検討する。

論点① 調査依頼制度の詳細

出典：産構審保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会（令和4年12月）
資料2 P.22より抜粋

- ✓ 対象とする範囲
- ✓ 指定機関の要件
- ✓ 初回申請時の扱い

【産構審分科会報告書における記載】

国は、国の検査及び審査会審査を行う案件のうち、必要と認めるときは、その範囲を定めて、KHK又は指定機関に意見を聴取し、又は調査を依頼できるものとする。KHK等の調査が行われた場合、国の検査は、その範囲で省略され、重複の検査・調査は行わない。KHK等が一部の調査を行う場合、運用上は、国とKHK等は一緒に（一回で）検査・調査を行う。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.25）

論点② 審査会審査の詳細

- ✓ 審査方法
- ✓ 委員構成

【産構審分科会報告書における記載】

- 新規認定：全数を国の検査及び審査会審査^{（注）}を行う。
- 更新：国が、一次的審査（書面審査・ヒアリング）で全ての認定基準を確認した上で、新規認定以降の事故の発生状況等を踏まえ安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合には、国の検査及び審査会審査^{（注）}を行う。

（注）審査会審査：外部有識者（KHK、高圧ガスやIoT等のテクノロジーに関する学識経験者等）からなる審査会で行う審査

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.24 図21）

論点③ 更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準

- ✓ 認定更新時に、現地調査・審査会審査を実施する場合の基準

【産構審分科会報告書における記載】

更新では、国が、一次的審査（書面審査・ヒアリング）で全ての認定基準を確認した上で、新規認定以降の事故の発生状況や法令違反（労安法等含む）、行政指導等の有無、また、大幅な変更（設備構成・製造能力・ガス種等）の有無等を踏まえ、安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合には、国の検査及び審査会審査を行うものとする。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.25） 16

4-2. 論点① 調査依頼制度の詳細について

- **審査は国が行う**との方針を踏まえ、調査依頼制度の詳細は下記のとおりとはどうか。

✓ 調査依頼を行う場合

- **初回申請時※及び認定更新時に安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合には、国は調査依頼を行う。**

※現行の認定事業者が新たな認定制度を初めて申請する場合も含む。

✓ 調査依頼制度における調査の方針・対象とする範囲

- 経済産業大臣からKHK又は指定機関（以下「KHK等」という。）への調査依頼の対象は、書面審査及び現地調査とする。
- 書面審査及び現地調査では、事業所が認定要件を充足しているかについて確認・審査を行う。
- 調査依頼制度における確認・審査は、**国の責任の下、審査基準に示されている項目の範囲内で行うことを原則**とする。ただし、認定要件の範囲内であれば※、**審査基準に示されていない視点であっても、確認・審査を行うことができる。**

※安全の確保及び向上のための意見を述べることもできるが、要件充足性の判断に影響は及ぼさない。

✓ 現地調査への国（本省）の関与

- 国（本省）はKHK等が行う現地調査に参加し、審査をKHK等とともに行う。

✓ 指定機関の要件

- サイバーセキュリティの専門性の有無も考慮し、指定機関の要件を定める。

4-3. 論点② 審査会審査の詳細

- 審査会審査の審査方法及び委員構成は、下記のとおりとはどうか。

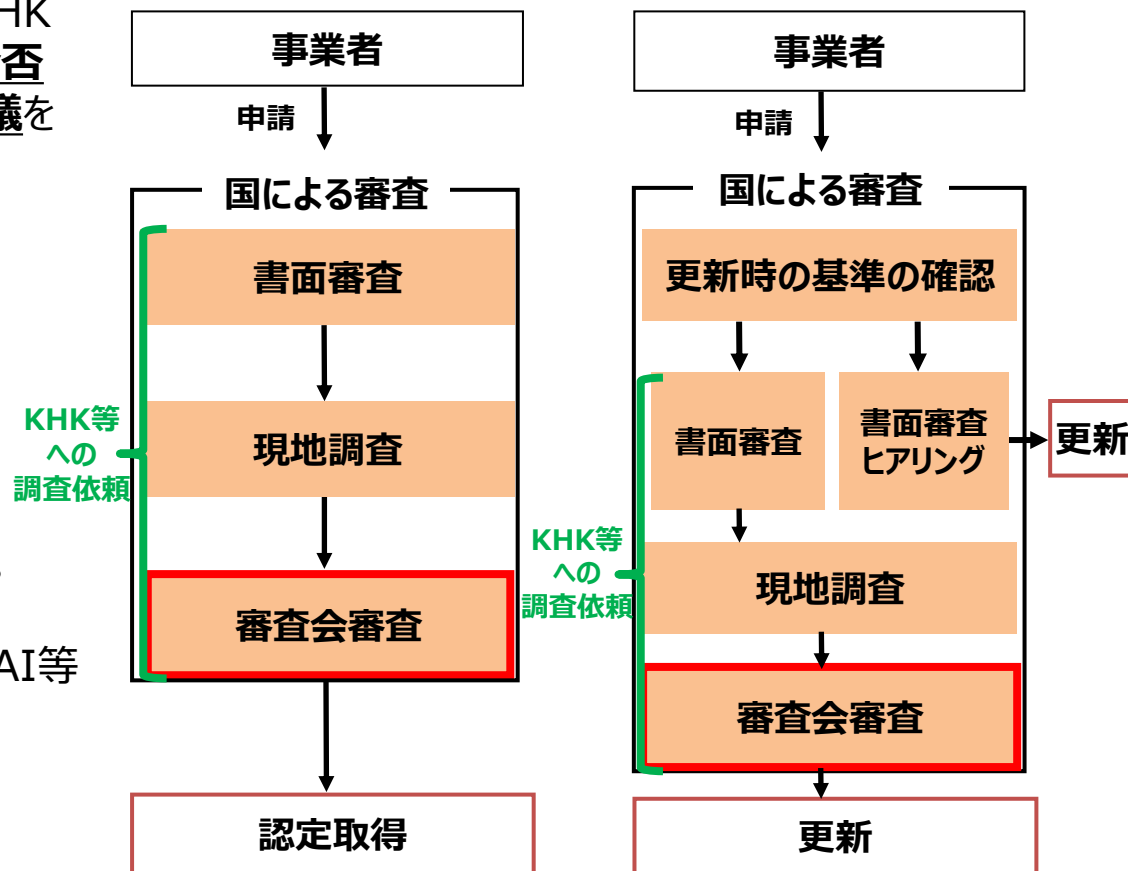
✓ 審査会審査の審査方法

- 4半期に一度開催する。
- 国及び調査依頼制度に参加する専門機関（KHK等）から書面審査と現地調査の審査結果（合否等）を報告する。その後、審査結果について審議を行う。
- 申請者（事業者）は不参加とする。
- 議事要旨は公開※する。
※企業の機微情報を除いた上で作成。

✓ 審査会審査の委員構成

- **委員**
以下の分野の**外部有識者10名程度**で構成する。
【外部有識者の主な分野】
 - ✓ 学識経験者（高圧ガス、安全工学、IoT・BD/AI等のテクノロジー、サイバーセキュリティ）
 - ✓ 企業法務（コンプライアンス）
 - ✓ 企業OB等（実務経験者）
 - ✓ 高圧ガス保安協会（KHK）等
- **オブザーバー**
 - ✓ 申請事業所を管轄する地方自治体

【新規申請時の国の審査フロー】 【更新申請時の国の審査フロー】



4-4. 論点③ 更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準

- 新たな認定制度においては、国による書面審査・ヒアリングにより認定の更新を認める制度を新たに導入する。
- その際、5年間（A認定の場合は7年間）の認定期間内に、以下①～③の基準のいずれかに該当することとなった場合は、安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められないと判断し、現地調査及び審査会審査を行う。

更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準（案）

①事故や労働災害の有無

✓ B2級※1以上の事故が発生している事業所

✓ 死亡又は休業4日以上の労働災害※2が発生している事業所

※1 同一事業所において、A級事故、B級事故又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）（「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」3(2)）

※2 従業員・協力会社の社員について、認定事業所のプラント内（高圧ガス製造施設以外も含む）で発生した労働災害を対象とする。

②法令違反の有無

✓ 高圧ガス保安法の法令違反が2回※3以上発生している事業所
（ただし以下の法令違反については1回）

- ① 死亡事故が発生したもの
- ② 100件を超えるような多数の法令違反を伴うもの
- ③ 国の行政処分が行われているもの
- ④ 国の行政文書による注意等が行われているもの

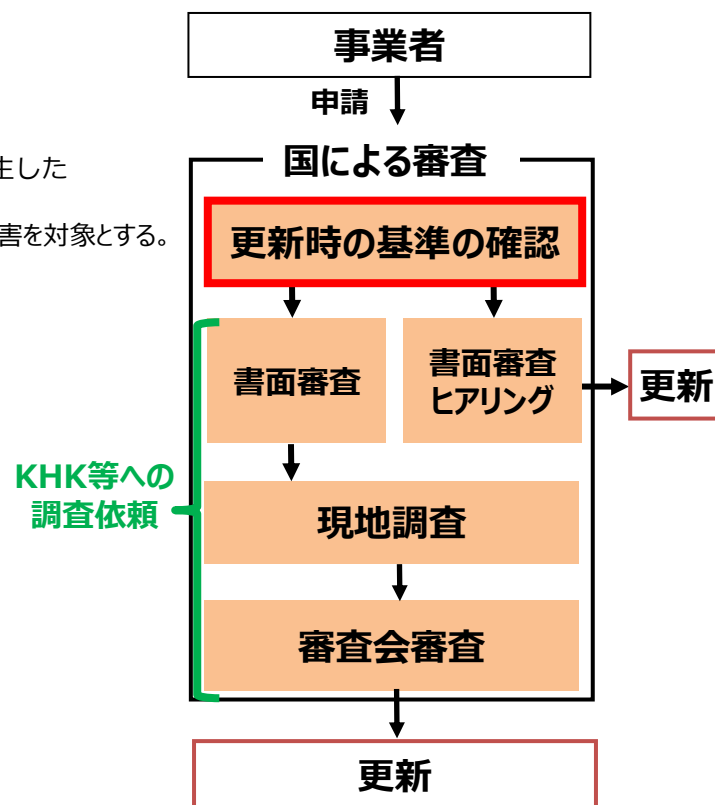
※3 原則として、事業者からの報告数をカウントする。

③大幅な設備変更の有無

✓ 認定の対象に新たに高圧ガス製造施設を追加する事業所※4

※4 既存の認定施設において設備の変更工事が行われた場合、ガス種の変更等が行われた場合は含まない。

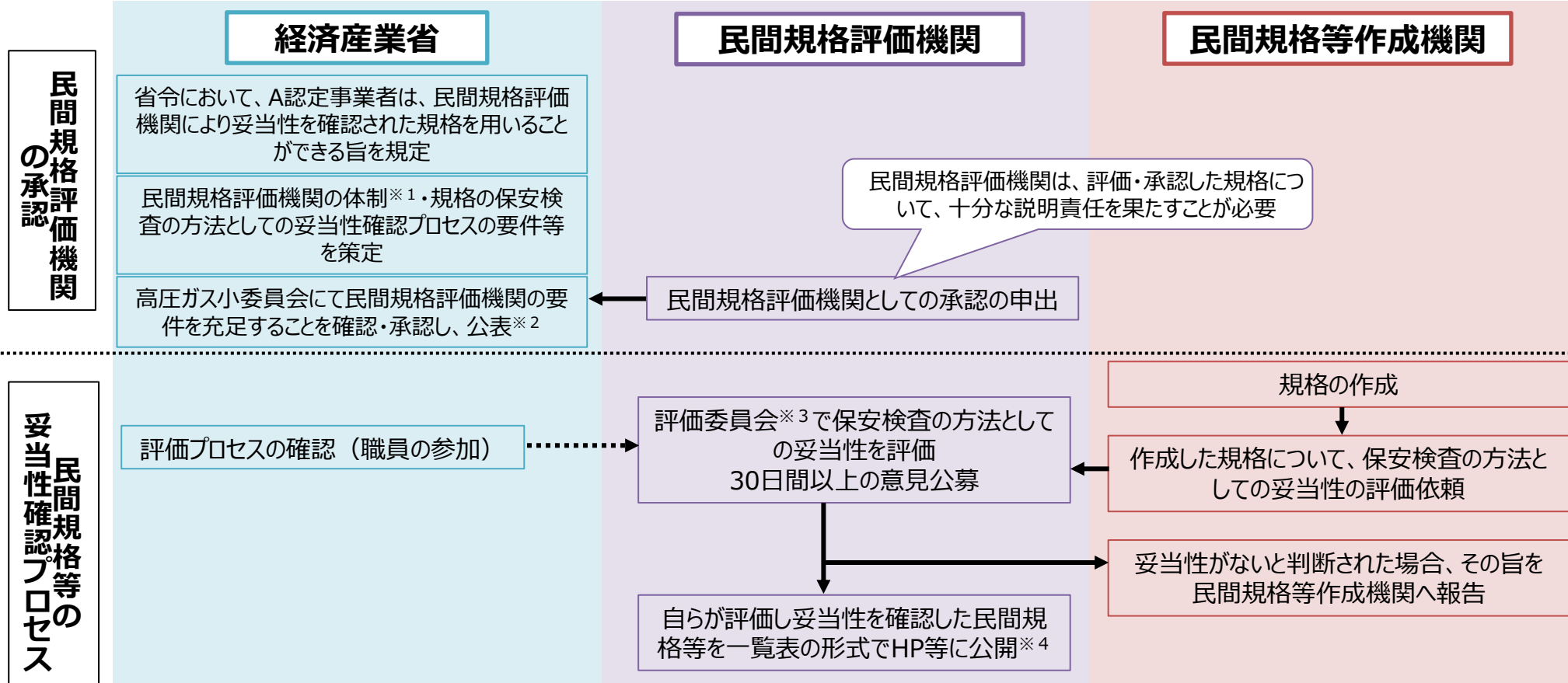
【更新申請時の国の審査フロー】



1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール
2. 新たな認定制度の要件
3. 新たな認定制度の特例
4. 新たな認定制度の審査体制
5. **A認定事業者向けの特例措置**

5-1. A認定事業者向けの特例措置（電力分野を参考とした新たな仕組みの導入）

- 第23回高圧ガス小委員会において、A認定事業者を対象に、国が定める要件を満たす民間規格評価機関が承認した検査等に係る基準・規格であれば、高圧ガス保安法上の適切な検査方法と認めることとする仕組みを導入する方針が了承された。
- 本仕組みを実現するため、民間規格評価機関の要件を定めることが必要。



※¹ 技術評価委員会と民間規格評価委員会（規格の制改定プロセスの公正性等を含めた全体評価を行う）を設置する等。（以下の※²～⁴も要件に含む）
 ※² 国は、承認した民間規格評価機関の活動について、年に1回高圧ガス小委員会に報告し、当該民間規格評価機関が民間規格等を適切に評価・承認できることを確認。
 ※³ 民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成。
 ※⁴ 規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理。

5-2. 民間規格評価機関の承認・要件適合性の確認

- 国は、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たすことを確認し、承認する。
- 国は、承認した民間規格評価機関について、民間規格等の妥当性確認プロセスが要件に従い運営されていることを確認し、必要があると認められる場合は改善指導等を行う。
- 民間規格評価機関は、年1回以上の外部評価を受け、妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認し、必要に応じて改善策を講じる。

➤ 国による民間規格評価機関の承認

- 国は、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たしているかどうかを確認し、承認する。
- 国は、国の審議会の議事録や、民間規格評価機関の要件等について確認した内容をホームページ等で広く公開する。

➤ 国による確認

- 国は、年に1回、民間規格評価機関の活動について高圧ガス小委員会に報告し、当該民間規格評価機関が民間規格等を適切に評価できることを確認する。

➤ 外部機関による評価

- 民間規格評価機関は、妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認するため（PDCAサイクルの構築）、外部評価を受け、その結果に基づく改善等を定期的に行う。

5-3. 民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス①

- 民間規格評価機関は、**技術評価委員会**（技術的な側面の評価を行う）及び**民間規格評価委員会**（規格の制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体的な評価を行う）を設置するなど、民間規格等の妥当性確認のための**十分かつ確実な評価体制を構築**する。

➤ 評価の方法

- 民間規格等の評価にあたっては、技術的な側面の評価を行う技術評価委員会と民間規格制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会を設置する。また、評価対象となる民間規格等に応じた適切な審議回数を確保することなどにより、十分な評価が行われるようにする。
- 評価対象となる民間規格等の作成に関与した専門家は評価に関与すべきではなく、これが確実に担保される措置を講じる。

➤ 技術評価委員会

- 民間規格等の技術的な側面の評価にあたっては、専門家、民間規格等を使用する事業者等（業界団体、エンジニア会社、メーカー、検査会社等）も加える等、評価対象となる民間規格等に関係するできるだけ幅広い者の参加を必要とする。

➤ 民間規格評価委員会

- 民間規格等の評価にあたっては、規格内容の技術分野の専門家に加え、消費者問題、法律及びジャーナリズムを含む幅広い観点から評価を行う専門家の参加を必要とする。

5-4.民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス②

- 民間規格評価機関は、民間規格等の保安検査の方法としての妥当性について評価を行う。
- 民間規格評価機関は、妥当性を確認した民間規格等をリストに掲載し、公開する。
- 国は、技術評価委員会と民間規格評価委員会への立合い等により、民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス全体を確認する。

➤ 評価の観点

- 民間規格評価機関は、当該民間規格等が技術の動向や関連する最新の知見を適切に踏まえているか等を踏まえた評価を行い、結果を評価書にとりまとめる。

➤ 妥当性を確認した民間規格等のリストへの掲載

- 民間規格評価機関は、評価書をとりまとめ、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格等を、民間規格評価機関が公開する「民間規格評価機関が承認した民間規格等」のリストに掲載する。

➤ 妥当性確認プロセスにおける国の関与

- 国は、民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス全体について、技術評価委員会と民間規格評価委員会への立会い等により確認する。